

けいはんなグリーンイノベーションフォーラム規約

平成 27 年 5 月 15 日制定

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当フォーラムは、けいはんなグリーンイノベーションフォーラム（以下、「当フォーラム」という。）と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当フォーラムは、主たる事務所を京都府木津川市・相楽郡精華町に置く。

(目的)

第 3 条 当フォーラムは、グリーンサイエンス及びグリーンエネルギーに関するイノベーションを推進することを目的とし、その目的に資するため、公益財団法人国際高等研究所等関係機関と連携し、次の事業を行う。

- (1) グリーンイノベーション推進に向けた研究会、講演会の開催、調査研究及び関連プロジェクトの創出支援
- (2) グリーンイノベーション推進に関連する研究機関、実証機関、企業、団体とのネットワークの形成及び交流促進
- (3) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第 2 章 会 員

(入会)

第 4 条 当フォーラムの目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員となるには当フォーラム所定の様式による申込みをし、代表の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第 5 条 会員は、当フォーラムの目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(構成員の資格喪失)

第 6 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第 7 条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当フォーラムに対して予告をするものとする。

(除名)

第 8 条 当フォーラムの会員が、当フォーラムの名誉を毀損し、若しくは当フォーラムの目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第 9 条 当フォーラムは、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第 3 章 総 会

(総会)

第 10 条 当フォーラムの総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第 11 条 総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 12 条 総会の招集は、幹事が過半数をもって決定し、代表が招集する。
2 総会の招集通知は、会日より5日前までに各会員に対して発する。

(決議の方法)

第 13 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 14 条 各会員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、代表がこれに当たる。代表に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

(議事録)

第 16 条 総会の議事については、議事録を作成し、総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員

(員数)

第 17 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 幹事 5 名以上 15 名以内
- (2) 監事 1 名

(選任等)

第 18 条 幹事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 19 条 幹事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された幹事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 幹事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新に選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表の選定及び職務権限)

第 20 条 当フォーラムは、代表 1 名及び副代表 2 名を置き、幹事の互選により定める。

2 代表は、当フォーラムを代表し、当フォーラムの業務を統括する。

3 副代表は、代表を補佐する。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は、幹事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第 22 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当フォーラムから受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 23 条 幹事が次に掲げる取引をしようとする場合には、総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当フォーラムの事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当フォーラムとの取引

(3) 当フォーラムがその幹事の職務を保証することその他の幹事以外の者との間における当フォーラムとその幹事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 24 条 当フォーラムは、幹事の賠償責任について、総会の特別決議によって、免除することができる。

第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 25 条 当フォーラムは、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 26 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、幹事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 27 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金返還の手續)

第 28 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、幹事が決定したところに従って行う。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当フォーラムの事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 当フォーラムの事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表が作成し、直近の総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新に成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 31 条 当フォーラムの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、規約及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 規約の変更、解散及び清算

(規約の変更)

第 32 条 この規約は、総会において、会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる

多数の議決をもって変更することができる。

(解散)

第 33 条 当フォーラムは、総会において、会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第 34 条 当フォーラムが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、類似団体に贈与するものとする。

2 当フォーラムは、剰余金の分配を行わない。

第 8 章 附 則

(最初の事業年度)

第 35 条 当フォーラムの最初の事業年度は、当フォーラム成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の幹事、代表、副代表及び監事)

第 36 条 当フォーラムの設立時の幹事、代表、副代表及び監事は、別紙のとおりである。

(設立時の会員の氏名又は名称及び住所)

第 37 条 当フォーラムの設立時の会員の氏名又は名称及び住所は、別紙のとおりである。

(経過措置)

第 38 条 当フォーラムは、設立後 1 年を経過した時点の活動状況を踏まえ、その名称、役員構成、その他必要な事項を見直すものとする。

別紙（第 36 条関係）

設立時の幹事、代表、副代表及び監事

幹 事 岡橋 誠

幹 事 鵜飼雅則

幹 事 齋藤篤史

幹 事 澤村健一

幹 事 竹島康志

幹 事 原田泰行

幹 事 三宅 諭

副代表 池内 了

副代表 千田二郎

監 事 岩田 均